

国民健康保険特別会計 平成29年度決算（見込）の概要【歳入】

資料2-2

内 容		H29決算見込み額 (単位:千円)	説 明	
国保税		459,049	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。	
一般分	一般分	446,133	(一般被保険者分)	
	医療(現年)	270,317	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。	
	介護(現年)	38,177	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者(40歳～65歳未満)	
	後期(現年)	129,587	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。	
	医療(過年)	4,734	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)	
	介護(過年)	1,124		
	後期(過年)	2,194		
	退職分	退職分	12,916	●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が停止され、最後の適用者が65歳に達する平成26年度をもって廃止となります。 ●退職被保険者：国保の被保険者であって、65歳未満の方、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者〔通算老齢(退職)年金にあつて加入期間が20年以上又は40歳10年以上の者〕が対象となります。障害年金等の受給者で老齢(退職)年金の受給権を有している者も含まれます。
		医療(現年)	6,914	
		介護(現年)	2,412	
後期(現年)		3,345		
医療(過年)		132		
介護(過年)		49		
後期(過年)		64		
使用料及び手数料	督促手数料	190	督促状送付に伴うものです。(1件100円)	
国庫支出金		615,278		
国庫負担金	療養給付費負担金	419,082	市町村の療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率の負担をするものです。	
	高額医療負担金	16,386		
	特定検診負担金	2,485		
	小計	437,953		
国庫補助金	財政調整交付金	172,271	財政調整交付金：主に財政力を考慮して配分される国・県の交付金です。普通調整交付金と特別調整交付金に分かれます。 普通調整交付金：市町村間の財政力(医療供給体制の整備状況や産業構造の違いによる医療費や所得)の差に応じて、その程度に応じて交付されるものです。 特別調整交付金：普通調整交付金の基準では措置できない特別の事情(風水害等による保険料の減免や流行病などにより療養の給付費が多額になった場合などの特殊事情による財政難の不均衡など)がある場合に交付されるものです。	
	国保制度関係業務補助金	5,054		
	小計	177,325		
県支出金		110,131		
県負担金	高額医療負担金	16,386	高額拠出金 × 1/4	
	特定検診負担金	2,030	特定検診等に係る費用の一部を県が負担するものです。	
	小計	18,416		
県補助金	財政調整交付金	91,715		
療養給付費等交付金		69,112		
	現年分	69,112	退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、被用者保険等の保険者の拠出金を財源として交付されるものです。	
	過年分			
前期高齢者交付金		846,021	国保加入者における前期高齢者の割合に応じて交付されます。 前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険(健保組合等)と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度です。前期高齢者の加入人数に応じて「前期高齢者交付金」が交付されます。(人数に応じて「拠出金」もあります。)	
	現年分	846,021		
共同事業交付金		603,925	【高額医療交付金：高額医療費共同事業】市町村国保からの拠出金(国と県で1/4ずつ負担)を財源とし、1件80万円を超えるレセプトに係る医療費を県単位で共同して負担する事業。 【保険財政交付金：保険財政共同安定化事業】市町村国保からの拠出金を財源とし、レセプトに係る医療費(30万円～80万円※H27からは1円～80万円)を県単位で共同して負担する事業。 それぞれ交付される交付金。歳出としてそれぞれに対する拠出金があります。	
	高額医療交付金	61,186		
	保険財政交付金	542,739		
財産収入	基金利子	19	国民健康保険基金の運用利子です。	
繰入金		167,824		
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	67,867	●保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。	
	保険基盤(保険者分)	42,995		
	人件費	28,673		国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
	出産一時金	1,669		出産一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです。
	財政安定化	26,620		国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	計	167,824		※法定繰入分といわれるものです。
基金繰入金		0	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。	
繰越金		5,009	前年度会計からの繰越金です。	
諸収入		3,206		
	延滞金	2,276	国保税に係るものです。	
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	930		
合 計		2,879,764		

国民健康保険特別会計 平成29年度決算（見込）の概要【歳出】

内 容	H29決算見込み額 (単位：千円)	説 明
<b>総務費</b>	44,921	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	41,052	
一般職給与	28,702	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
嘱託・臨時	1,256	臨時職員賃金（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	9,096	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	967	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,031	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税费	3,601	
徴税事務費	3,601	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
嘱託・臨時	0	臨時職員賃金（庶務課算定額）※徴税関係
運営協議会事務費	268	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
<b>保険給付費</b>	1,723,500	保険給付に係る支出金の合計です。
療養諸費	1,496,165	療養の給付について保険者として負担する額です。
一般療養給付費	1,434,604	療養費用（医療・薬剤等）の個人負担分（例えば3割）を除いた残りを保険給付（保険者が負担）するものです。
退職療養給付費	44,630	療養の給付について保険者として負担する額です。
一般療養費	11,904	柔道整復師、補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後、申請により保険給付（保険者が負担）するものです。（個人負担分（例えば3割）を除いた額）
退職療養費	355	療養の給付について保険者として負担する額です。
審査支払手数料	4,672	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	223,781	
一般高額療養費	214,375	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額療養費	9,338	療養の給付について保険者として負担する額です。
一般高額介護合算	68	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額介護合算	0	療養の給付について保険者として負担する額です。
出産育児一時金	2,504	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり420,000円（産科医補償制度対象外の場合は404,000円）
葬祭費	1,050	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
移送費	0	負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	0	被保険者が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
<b>後期高齢者支援金</b>	296,624	
支援金	296,603	平成20年度に創設された「後期高齢者医療制度」の加入者の医療費（負担割合=国・県・市町村50%：現役世代40%：高齢者の保険料10%）のうち、現役世代分に充てられるものです。
事務費拠出金	21	
<b>前期高齢者納付金</b>	1,097	前期高齢者の割合に応じて負担するものです。（加入割合が少ないほど負担は大きくなる。加入割合の多さに応じて前期高齢者交付金として歳入がある）
事務費拠出金	21	前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険（健保組合等）と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度で、前期高齢者の加入人数の多い国保の財政支援を、若年者の加入の多い健保組合などから「前期高齢者交付金」として受けます。
納付金	1,076	
<b>老人保健拠出金</b>	7	老健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、保険者が共同で拠出するものです。医療費拠出金は医療に要する費用について拠出するもので、国2/10、県・市各1/10を負担し、残りの部分について各保険者の拠出金により賄われます。事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務等に要する費用、支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付等の業務に要する費用に充てられるものです。
医療費拠出金	0	
事務費拠出金	7	
<b>介護納付金</b>	117,742	介護保険制度への納付金です。 ※第2号被保険者（45～65歳未満）見込数×一人当たりの負担見込額
<b>共同事業拠出金</b>	602,384	共同事業の実施主体：長野県国民健康保険団体連合会
高額医療費拠出金	65,544	高額医療費共同事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり80万円超のもの）
保険財政拠出金	536,840	保険財政共同安定化事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり30万円超～80万円のもの平成27年度からはレセプト1件当たり1円～80万円のもの対象になります。）
<b>保健事業</b>	26,440	
特定健診等	11,707	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	885	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	13,848	人間ドック受診に対する助成です。 対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
<b>基金積立金</b>	30,019	利子分18,700円 剰余分（元金）30,000,000円
<b>諸支出金</b>	2,115	
保険税還付金	924	保険税還付金に充てるものです。
償還金	1,191	国等の負担金・交付金の前年度精算に伴う返還金です。
還付加算金	0	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	0	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
<b>予備費</b>	0	
合 計	2,844,849	
歳入決算見込額	2,879,764	
歳出決算見込額	2,844,849	
差引（次年度繰越金）	34,915	

●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、国保の医療費負担は増加します。このような医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する給付費（自己負担金以外の医療費）は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金（療養給付費等交付金）により賄われています。保険税の計算方法及び給付については、退職被保険者と一般被保険者との違いはありません。

●退職被保険者：次の3つの条件すべてにあてはまる方  
 (1) 国保に加入している方  
 (2) 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上（または40歳以降に10年以上）あつて老齢厚生年金・共済年金を受給している方  
 (3) 65歳未満の方

国民健康保険特別会計 決算/決算見込

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度決算見込		
科 目		金額 千円	金額 千円	金額 千円	金額 千円	金額 千円		
国 保 税	一般	医療分	297,594	299,175	288,091	287,579	275,051	
		後期分	138,458	140,393	136,950	137,558	131,781	
	被保険者	介護分	45,154	45,354	43,746	41,662	39,301	
		退職	医療分	34,036	27,592	19,012	12,498	7,046
	被保険者	後期分	16,348	13,089	9,120	6,008	3,409	
		介護分	12,199	9,493	6,748	4,427	2,461	
	計		543,789	535,096	503,667	489,732	459,049	
歳 入	国庫支出金	事務費負担金	0	0	0	0	0	
		療養給付費負担金	457,346	500,500	478,836	423,325	419,082	
		普通調整交付金	158,139	171,051	175,148	151,926	142,393	
		特別調整交付金	31,027	32,762	29,905	29,047	29,878	
		特定検診等負担金	2,020	2,455	2,319	2,226	2,485	
		高額医療費共同事業負担金	12,212	13,988	17,105	18,308	16,386	
		その他補助	143	0	0	1,843	5,054	
計		660,887	720,756	703,313	626,675	615,278		
歳 入	県支出金	高額医療費共同事業負担金	12,212	13,988	17,105	18,308	16,386	
		特定検診等負担金	2,066	2,331	2,260	2,441	2,030	
		第1号調整交付金	108,101	120,104	84,746	77,929	70,047	
		第2号調整交付金	14,112	10,951	36,125	31,465	21,668	
		計		136,491	147,374	140,236	130,143	110,131
歳 入	繰入金	療養給付費交付金	207,964	161,114	122,837	98,338	69,112	
		前期高齢者交付金	584,583	577,209	614,153	668,733	846,021	
		連合会支出金	0	0	0	0	0	
		共同事業交付金	312,690	331,884	661,619	640,070	603,925	
		一般会計繰入	保険基盤安定	75,821	85,142	113,884	109,643	110,862
			職員給与費等	30,066	30,389	26,257	23,121	28,673
			出産育児一時金	5,040	4,460	4,189	5,029	1,669
財政安定化支援事業	27,842		27,312	35,471	31,852	26,620		
その他	0	0	0	0	0			
計		138,769	147,303	179,801	169,645	167,824		
基金繰入金		30,000	40,000	90,000	78,000	0		
歳 入	繰越金	繰越金	40,130	11,774	19,027	15,324	5,009	
		その他収入	財産収入	386	405	272	166	19
			延滞金	2,850	2,545	2,976	1,221	2,276
			第三者納付金	1,485	1,434	20	0	19
			督促手数料	291	312	261	229	190
			返納金	873	918	0	0	880
			その他	0	69	99	40	31
計		5,885	5,683	3,628	1,656	3,415		
合計		2,661,188	2,678,193	3,038,281	2,918,316	2,879,764		
歳入		2,661,188	2,678,193	3,038,281	2,918,316	2,879,764		
歳出		2,649,414	2,659,166	3,022,957	2,913,307	2,844,849		
次年度繰越金		11,774	19,027	15,324	5,009	34,915		
年度末基金残高		239,276	199,681	109,953	32,118	62,137		

国民健康保険特別会計 決算/決算見込

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度決算見込み	
科 目		金額 千円					
総務費	総務管理費	38,185	38,633	34,697	32,111	41,052	
	徴税費	6,249	6,405	5,767	3,565	3,601	
	運営協議会費	73	80	91	63	268	
	計	44,507	45,118	40,555	35,739	44,921	
給付費	療養費	一般分	1,406,228	1,436,593	1,476,541	1,469,686	1,434,604
		退職分	134,075	102,336	96,672	60,133	44,630
		計	1,540,303	1,538,929	1,573,213	1,529,819	1,479,234
	療養費	一般分	14,937	15,303	14,232	13,594	11,904
		退職分	1,432	1,317	946	724	355
		計	16,369	16,620	15,178	14,318	12,259
	審査支払手数料	4,225	4,389	4,945	4,833	4,672	
	療養費額	一般分	186,595	200,345	206,411	211,062	214,375
		退職分	21,023	14,133	14,315	8,672	9,338
		計	207,618	214,478	220,726	219,734	223,713
	移送費	144	0	104	31	0	
	出産育児一時金	7,560	6,690	6,284	7,544	2,504	
	葬祭費	810	1,350	930	1,200	1,050	
	その他	4	18	27	105	68	
計	1,777,033	1,782,474	1,821,407	1,777,584	1,723,500		
支 援 金 等	後期高齢	医療費拠出金	335,553	331,552	317,420	298,058	296,603
		事務費拠出金	28	24	22	22	21
		計	335,581	331,576	317,442	298,080	296,624
納付金等	前期高齢	医療費拠出金	309	233	187	189	1,076
		事務費拠出金	28	24	22	21	21
		計	337	257	209	210	1,097
拠 出 金	老人保健	医療費拠出金	0	0	0	0	0
		事務費拠出金	15	14	14	11	7
		計	15	14	14	11	7
介護納付金	159,374	159,151	139,501	125,150	117,742		
共同事業拠出金	271,299	283,227	623,100	625,660	602,384		
保健事業費	20,624	26,590	25,989	27,962	26,440		
そ の 他 支 出	基金積立金	386	405	272	166	30,019	
	保険税還付金	1,854	2,006	2,222	1,676	924	
	還付加算金				0	0	
	予備費				0	0	
	償還金	38,404	28,347	52,245	21,069	1,191	
	指定公費負担返還金		1	1	0	0	
	計	40,644	30,759	54,740	22,911	32,134	
合 計	2,649,414	2,659,166	3,022,957	2,913,307	2,844,849		